

2024年12月2日

各位

会社名 株式会社クミカ  
代表者名 代表取締役社長 飯島 弘徳  
(コード:8887、スタンダード市場)  
問合せ先 経営企画室長 菅野 正則  
(TEL. 03-5801-0712)

会社名 株式会社シーラテクノロジーズ  
代表者名 代表取締役会長 杉本 宏之  
(コード:SYT、NASDAQ)  
問合せ先 IR・PR グループ 窪 恭平  
(TEL. 03-4560-0663)

**株式会社クミカと株式会社シーラテクノロジーズの経営統合に係る株式交換契約締結  
並びに商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ**

株式会社クミカ（以下「クミカ」といいます。）及び株式会社シーラテクノロジーズ（以下「シーラ」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を実施し、クミカを株式交換完全親会社とし、シーラを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、2025年2月14日開催予定の両社の臨時株主総会の特別決議による本株式交換契約の承認が得られた場合には、2025年6月1日を効力発生日として実施する予定です。

なお、シーラは、クミカの普通株式（以下「クミカ株式」といいます。）3,688,300株（2024年9月30日現在の発行済株式総数12,060,300株に占める割合にして30.58%（小数点以下第三位を切り捨て。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有しており、クミカの主要株主である筆頭株主でありその他の関係会社に該当します。

なお、前述の承認が得られた場合、シーラの米国預託証券（American Depositary Shares）（以下「シーラADS」といいます。100シーラADSがシーラの普通株式（以下「シーラ株式」といいます。）1株を表章します。）は、本株式交換の効力発生日（2025年6月1日（予定））に先立ち、米国ナスダック市場において、2025年5月29日（米国時間）付で上場廃止（最終売買日は2025年5月28日（米国時間））となる予定です。

なお、本株式交換を実行した場合も、クミカ株式は引き続き株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場を維持される予定ですが、これについて、東京証券取引所の上場廃止基準に基づき「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」となる可能性があります。もっとも、仮に猶予期間入り銘柄の指定を受けた場合においても、クミカは猶予期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合していると判断されるよう、最善を尽くして参ります。

併せて、クミカは、本株式交換の効力が発生することを条件として、商号変更（以下「本商号変更」といいます。）並びに本店所在地及び発行可能株式総数等を変更する定款変更（以下「本定款変更」といいます。）に係る議案を、2025年2月14日開催予定のクミカの臨時株主総会に付議することを予定しております。

## I. 本株式交換による経営統合について

### 1. 本経営統合の背景・目的

クミカは埼玉県を中心にファミリーマンションの開発・分譲事業を運営しており、特に「ベルドゥームール」、「ベルジュール」は「ものづくり」の技術を最大限に活かし、品質・環境に配慮しているため、高いブランド力を保有しております。また、クミカは地域重視で40年にわたる分譲マンションの開発を通じた独自の想像力、ローコストビジネスモデルを駆使し、「ものづくり」の会社として開発事業及び建築、不動産事業を中心に事業構築を行っております。

他方、シーラは「世界中の不動産投資を民主化する。人生100年時代をテクノロジーと資産運用で豊かに。」をミッションに掲げ、資産運用プラットフォーム「利回りくん」を中心としたプロップテック事業、利回りくんAIの開発・運営や、SYFORMEシリーズをはじめとする不動産開発事業を行っております。

昨今における我々を取り巻く外部環境の変化は激しく、「脱炭素化」「労働生産人口の減少」「テクノロジーの進歩」「都市化」「建設コストの急激な高騰」「市場金利の上昇」といった長期的に経済の動向を左右する潮流の動きが加速しております。このような外部環境の変化に伴い、不動産業界も従来型のビジネスモデルの転換や、急速な市場の変化に対応していくことが求められており、旧来型の不動産開発においても、より効率的な開発プロセス、少人数でのプロジェクト運営、タイムリーな情報共有とその活用、人材の相互活用等が重要な課題となっております。そうした環境の中で、両社は、2024年1月23日に資本業務提携契約を締結し、それぞれの強みとノウハウを活かし合い、互いのビジネスモデルを補完することで、事業シナジーの創出を目指して参りました。具体的には、同年4月に、クミカ及びシーラの共同プロジェクトの推進及びシーラが有するマンション開発のノウハウ共有を目的として、シーラの100%子会社である株式会社シーラによる第三者割当増資をクミカが引き受け、協業を進めてきました。さらに、同年8月にはクミカの資金調達及び財務基盤強化の観点から、クミカによる第三者割当増資をシーラが引き受けることで一層の関係強化を模索してきました。

実際にクミカとシーラとの協業においては、両社での「混合型レジデンス」（1棟でファミリー向けとシングル向けの間取りを共存・混合）、「シニアテックマンション」（介護×IoTシニアテックマンション）などの新商品の開発の検討を進めて参りました。また、それらにとどまらず、シーラによるクミカへの経営管理業務及び情報システム業務等のオペレーション支援や、財務的な支援を行う等、幅広い協業が行われてきておりますが、急激な円安の進行による仕入原価の高騰等を背景とした外部環境の変化によりクミカの経営基盤及びクミカを取り巻く経営環境は著しく不安定で厳しい状況に置かれており、現在の協業の枠組みではこれ以上のシナジーの実現が見込めず、直近においてもクミカの業績が低迷する状況が続いております。具体的には、2024年5月期のクミカの売上は対前年比約36%減の約48億円、営業利益は対前年比約73%減の約3億円となり、また、今期2025年5月期末予想も下方修正を繰り返し、売上は約47億円、営業利益は約1.4億円となり、昨年度と比べさらに減額となる見込みです。

シーラは、上記クミカの業績状況や、クミカの事業運営の多くがシーラに依拠している現状を踏まえ、クミカの経営基盤をさらに安定化させ、クミカとともに成長戦略を描いていくために、両社の経営統合が不可欠であると認識するに至り、シーラ社内でクミカとの経営統合に関する議論を重ねてきました。シーラは、当該議論を重ねる中で、クミカを株式交換完全親会社、シーラを株式交換完全子会社とする株式交換を実行することにより、両社の経営資源を一体化することで効率的な運営体制を構築し、グループ全体の収益力向上及び企業体質強化を目的とした環境に左右されない経営基盤を確立できると考えるに至り、本株式交換の検討を進めました。具体的には、両社が日本で事業を展開しているという事業特性上、統合するにあたっては両社の上場証券のうちいずれを上場廃止することが最適かという観点や、統合後のより機動的な成長戦略の実現、及び、クミカの少数株主の皆様及びシーラの株主の皆様の利益への影響等の観点を総合的に検討した結果、シーラを株式交換により完全子会社化し、グループ

全体の組織体制の最適化、人員の適正化、情報集約による事業機会の拡大、各拠点における重複業務の集約化、グループ全体での最適な財務戦略の実現等、さらに踏み込んだグループ一体化経営を実現することで、グループ全体の企業価値向上を目指すことが最善であるとの結論に至り、2024年9月18日に、シーラからクミカに対して本株式交換の提案を行いました。

クミカは、シーラから上記提案を受けて、本株式交換に係る具体的な検討を開始いたしました。また、本株式交換の具体的な検討を開始するに際し、シーラがクミカの主要株主である筆頭株主でありその他の関係会社であること、またクミカがシーラから取締役2名の派遣を受けていることから、シーラとの構造的な利益相反のおそれを排除し、シーラ及びクミカから独立した立場で本株式交換の検討を行うことで、本株式交換に対するクミカ取締役会における意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、クミカ取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、クミカは、2024年9月24日に、主要株主である筆頭株主でありその他の関係会社であるシーラとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、併せて外部専門家を起用する等の具体的な検討に向けた体制を整備いたしました。当該体制のもと、シーラからの提案について慎重に検討した結果、クミカは、本株式交換により、グループ全体の組織体制を最適化することで、従来以上に両社グループの連携を緊密化して経営判断の迅速化を図ることが可能となり、また、両社グループの有する人材、資産、技術、ノウハウ等の経営資源をより一層活用し、グループ全体での最適な財務戦略を実現することにより、新たな事業機会の創出を可能とし、ひいては両社グループの中長期的な視点に立った経営戦略を機動的に実現することが可能となるため、本株式交換はクミカの企業価値向上に資するとの認識に至りました。

以上の各社における検討を踏まえた結果、クミカ及びシーラは、大きな環境変化に柔軟に適応し、先進的な不動産ビジネスの領域をさらに開拓し、両社がスピードを伴い高いレベルでのビジネスを実現し、一層の事業基盤の拡大・財務基盤の強化を行っていくためには、本経営統合により、統一されたビジョン・理念のもと、両社が一つのチームとして事業を推進することが必要であるとの認識で一致し、より両社がコミットした形で、密接な協力関係及び資本関係を構築するべく両社を早期に経営統合することが必要であるとの結論に至り、本株式交換契約の締結に至りました。

クミカの不動産開発事業・建築事業・不動産販売事業は、取引先とのネットワークや地域密着型のサービスを強みとし、またシーラの不動産事業・クラウドファンディング事業は、不動産クラウドファンディングを活用した調達及びファンディングや、AIやビックデータを活用した仕入・販売などテクノロジー一面を強みとしており、今後、本経営統合を行うことで、それぞれの事業において、相互の強みを生かしたシナジーの実現を加速化していきます。併せて、グループ全体の組織体制の最適化、人員の適正化、情報集約による事業機会の拡大、各拠点における重複業務の集約化、グループ全体での最適な財務戦略の実行などを通じて、両社の経営資源を一体化することで効率的な運営体制を構築し、グループ全体の収益力向上及び企業体質強化を目的として、環境に左右されない経営基盤作りを目指して参ります。

## 2. 本経営統合の要旨

### (1) 本経営統合の日程

株式交換契約締結に関する取締役会決議日及び契約締結日（両社）	2024年12月2日（月）
臨時株主総会基準日（クミカ）	2024年12月17日（火）（予定）
臨時株主総会開催日（クミカ・シーラ各社）	2025年2月14日（金）（予定）

最終売買日（シーラ）	2025年5月28日（水）（米国時間）（予定）
上場廃止日（シーラ）	2025年5月29日（木）（米国時間）（予定）
株式交換予定日（効力発生日）	2025年6月1日（日）（予定）

（注1）上記日程は、両社の合意により変更されることがあります。

（2）本経営統合の方式

本株式交換は、クミカを株式交換完全親会社とし、シーラを株式交換完全子会社とする株式交換になります。

なお、本株式交換は、クミカ及びシーラ各社において、2025年2月14日開催予定の臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で、2025年6月1日を効力発生日として行われる予定です。

なお、シーラは、クミカにおける2025年2月14日開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約に係る議案について賛成票を投じることが見込まれます。

（3）本株式交換に係る割当ての内容

	クミカ (株式交換完全親会社)	シーラ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 交換比率	1	110.00
本株式交換により 交付する株式数	クミカの普通株式：34,371,590株（予定）	

（注1）株式の割当比率

シーラ株式1株に対して、クミカの普通株式110.00株を割当交付いたします。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、クミカ及びシーラが協議した上で、合意により変更することがあります。

（注2）本株式交換により交付する普通株式の数

クミカは、本株式交換に際して、本株式交換によりクミカがシーラ株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のシーラの株主（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとします。）に対し、その保有するシーラ株式に代えて、上記表の交換比率に基づいて算出した数のクミカ株式を割当交付いたします。クミカの交付する株式は、新たに発行する普通株式にて充当する予定です。

なお、シーラは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するシーラの取締役会の決議により、シーラが基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってシーラが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付されるクミカ株式の総数については、シーラが基準時の直前の時点までに保有することとなる自己株式の数等により、今後修正される可能性があります。

また、上記の「本株式交換により交付する株式数」は、シーラが発行する新株予約権のうち行使可能な状況にある新株予約権が、本株式交換の効力発生日の前日までに全て行使されることを前提とするものであり、新株予約権の一部又は全部が行使されなかった場合には、本株式交換により交付する株式数は減少することになります。

(注3) シーラが保有するクミカ株式の取り扱い

シーラは既にクミカ株式(3,688,300株)を保有しているため、本株式交換の効力発生により、シーラは完全親会社であるクミカの株式を保有することになりますが、当該株式については、本株式交換の効力発生日以降、クミカへの現物配当も含めて、会社法の規定に従い相当の時期に処分する予定です。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、クミカの単元未満株式(100株未満)を保有することとなるシーラの株主の皆様については、金融商品取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、クミカの単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度(1単元未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、クミカに対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

シーラは、本日現在残存している新株予約権として、下表「シーラが発行している新株予約権」列記載の新株予約権(合計6,225個、目的となるシーラ株式の数の合計48,176株)を発行しております(なお、シーラが過去に発行した第2回新株予約権及び第11回新株予約権は失効しており、また、新株予約権付社債は発行していません。)

シーラが発行している新株予約権				クミカが発行する新株予約権			
回号	個数	目的 株式数 (注1)	行使価額 (注2)	回号	個数 (注3)	目的 株式数 (注3) (注4)	行使価額 (注2)
第1回	132個	13,200株	8,000円	第1回	132個	1,452,000株	73円
第3回	10個	1,000株	8,000円	—	—	—	—
第4回	2個	200株	11,600円	第2回	2個	22,000株	106円
第5回	283個	28,300株	8,000円	第3回	283個	3,113,000株	73円
第6回	415個	415株	33,320円	第4回	415個	45,650株	303円
第7回	810個	810株	45,140円	第5回	810個	89,100株	411円
第8回	50個	50株	48,060円	第6回	50個	5,500株	437円
第9回	3,211個	2,889株	0.01米ドルを行使する日における為替レートで日本円に換算した額	第7回	3,211個	317,889株	0.00009米ドルを行使日における為替レートで日本円に換算した額
第10回	1,312個	1,312株	10米ドル	第8回	1,312個	144,320株	0.09米ドルを行使日

							における為替レートで日本円に換算した額
--	--	--	--	--	--	--	---------------------

- (注1) 目的となる株式の種類はシーラ株式であり、上表中では、各回号の新株予約権1個につき目的となるシーラ株式の数に新株予約権の個数を乗じて得られる株式数を記載しております。
- (注2) 新株予約権の行使価額は、いずれも新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額を記載しており、調整される場合があります。
- (注3) シーラが発行する新株予約権のうち行使可能な状況にある新株予約権が行使された場合には、当該行使された数に応じてクミカが発行する新株予約権の数及びその目的となる株式数は減少することとなります。
- (注4) 目的となる株式の種類はクミカ株式であり、上表中では、各回号の新株予約権1個につき目的となるクミカ株式の数に新株予約権の個数を乗じて得られる株式数を記載しております。

クミカは、本株式交換に際して、基準時においてシーラが発行する第1回新株予約権及び第4回新株予約権乃至第10回新株予約権に関する新株予約権者に対し、その所有する新株予約権1個につき、各新株予約権の内容及び本株式交換の株式交換比率を踏まえ、上表のとおり、クミカが発行する第1回新株予約権乃至第8回新株予約権をそれぞれ割り当てます。

なお、シーラが発行する第3回新株予約権については、その行使期限が2024年12月30日であり、その行使にかかわらず本株式交換の効力発生前に消滅することとなるため、クミカの新株予約権の割当対象外となります。

これにより、クミカは、本株式交換に際して、基準時においてシーラが発行する第1回新株予約権及び第4回新株予約権乃至第10回新株予約権を取得すると同時に、新規に発行するクミカ第1回新株予約権乃至第8回新株予約権を割当交付する予定です。クミカは、上記取得したシーラが発行する第1回新株予約権及び第4回新株予約権乃至第10回新株予約権を消却する予定です。

### 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

#### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

クミカ及びシーラは、本株式交換に用いられる上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換に係る株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定いたしました。

具体的には、クミカは第三者算定機関として株式会社 Stand by C（以下「StandbyC」といいます。）を、ファイナンシャル・アドバイザーとして三田証券株式会社（以下「三田証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI 総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）を選定し、シーラはファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてPwC アドバイザリー合同会社（以下「PwC」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてDT 弁護士法人（以下「DTL」といいます。）及びアレンオーヴェリーシャーマンスターリング法律事務所外国法共同事業（以下「AOS」といいます。）を選定いたしました。

クミカにおいては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である StandbyC から取得した株式交換比率に関する算定書の内容、本株式交換比率が

同算定書における DCF 法による算定結果のレンジの範囲内であること、ファイナンシャル・アドバイザーである三田証券及びリーガル・アドバイザーである TMI からの助言、並びに、下記（５）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、シーラとの間で利害関係を有しない特別委員会から受領した答申書等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、クミカ株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

シーラにおいては、下記（４）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、ファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である PwC、DTL 及び AOS からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は PwC の算定書における DCF 方式による算定結果のレンジの範囲内でもあることから妥当であり、シーラ株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、クミカ及びシーラは、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、クミカ及びシーラの財政状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、相互に交渉・協議を重ねて参りました。

その結果、クミカ及びシーラは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、それぞれの取締役会の承認を得て、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

## （２）算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び両社との関係

クミカの第三者算定機関である StandbyC 及びシーラの第三者算定機関である PwC は、いずれもクミカ及びシーラから独立した算定機関であり、クミカ及びシーラの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

### ② 算定の概要

StandbyC は、クミカについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、算定基準日である 2024 年 11 月 29 日を基準日として、クミカ株式の東京証券取引所スタンダード市場における基準日の終値、基準日までの直近 5 営業日、直近 1 か月間、直近 3 か月間及び直近 6 か月間の終値単純平均値を採用いたしました。

DCF 法では、クミカについて、同社が作成した 2025 年 5 月期から 2027 年 5 月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025 年 5 月期において、足元の開発・販売用不動産の取得が低調であることにより、前事業年度と比較して営業利益は 295 百万円に対して約 52%の減少となる 143 百万円、当期純利益は 213 百万円に対して約 63%減少となる 79 百万円が見込まれております。また、2026 年 5 月期において、販売用不動産の取得が引き続き低調であることにより、前事業年度と比較して営業利益は 143 百万円から約 58%減少となる 61 百万円、当期純利益は 79 百万円から約 73%減少となる 21 百万円が見込まれております。加えて、2027 年 5 月期において、開発事業の再強化による回復により、前事業年度と比較して営業利益は 61 百万円に対し約 223%増加となる 195 百万円、当期純利益は 21 百万円から約 441%増加となる 116 百万円が見込まれております。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

StandbyC は、シーラについては、シーラ ADS が米国ナスダック市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、算定基準日である 2024 年 11 月 29 日を基準日として、シーラ ADS の米国ナスダック市場における基準日の終値、基準日までの直近 5 営業日、直近 1 か月間、直近 3 か月間及び直近 6 か月間の終値単純平均値を採用いたしました。

DCF 法では、シーラについて、同社が作成した 2024 年 12 月期から 2026 年 12 月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026 年 12 月期において、収益性が高い複数の不動産の販売を計画していることにより、前事業年度と比較して営業利益（連結）は 1,887 百万円に対し約 80%増加となる 3,389 百万円、当期純利益（連結）は 808 百万円に対し約 129%増加となる 1,846 百万円が見込まれております。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法によるクミカ株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりとなります。なお、市場株価平均法におけるシーラ株式については、シーラ ADS の取引値が米ドル建てであり、かつ、100 シーラ ADS がシーラ株式 1 株に相当するため、1 シーラ ADS の終値または終値単純平均値に対し基準日の米ドルレート（1 ドル=150.74 円）による日本円への換算及び 100 を乗じた単位換算を行った上で、株式交換比率の算定を行っております。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	52.09～81.93
DCF 法	93.75～228.61

StandbyC は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率算定に重大な影響を与える可能性がある事実で StandbyC に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。StandbyC の株式交換比率の算定は、2024 年 11 月 29 日現在までの情報及び経済条件（ただし、シーラ ADS については米国時間 11 月 29 日の米国ナスダック市場の取引終了まで）を反映したものであり、各社の財務予測については、各社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

一方、PwC は、クミカについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準方式を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 方式を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価基準方式においては、2024 年 11 月 29 日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場におけるクミカ株式の基準日終値、基準日までの直近 1 か月の終値単純平均値及び出来高加重平均値、並びに直近 3 か月間の終値単純平均値及び出来高加重平均値を採用いたしました。

DCF方式では、クミカについて、同社が作成した2025年5月期から2027年5月期までの事業計画、同社へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、同社が2025年5月第2四半期以降、将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。なお、PwCがDCF方式による算定に使用したクミカの実業計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2025年5月期の下期に見込んでいた不動産売却が翌事業年度にずれ込むことを要因として、2025年5月期において、前事業年度と比較して、営業利益は295百万円に対し約52%となる143百万円、当期純利益は213百万円に対し約63%減少となる79百万円が見込まれております。また、開発事業の低調を要因として、2026年5月期において、前事業年度と比較して、営業利益は143百万円に対し約58%減少となる61百万円、当期純利益は79百万円から約73%減少となる21百万円が見込まれております。加えて、開発事業の再強化を要因として、前事業年度と比較して、2027年5月期において、営業利益は61百万円に対し約223%増加となる195百万円、当期純利益は21百万円に対し441%増加となる116百万円が見込まれております。また、PwCがDCF方式による分析の前提とした同社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

PwCは、シーラについては、シーラADSが米国ナスダック市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準方式を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF方式を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価基準方式においては、2024年11月29日を基準日として、米国ナスダック市場におけるシーラADSの基準日終値、基準日までの直近1か月の終値単純平均値及び出来高加重平均値、並びに基準日までの直近3か月間の終値単純平均値及び出来高加重平均を採用いたしました。

DCF方式では、シーラについて、同社が作成した2024年12月期から2026年12月期までの事業計画、同社へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、同社が2024年12月期下半期以降、将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。なお、PwCがDCF方式による算定に使用した利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、不動産開発事業の成長と拡大に加え、不動産建設内製化やクラウドファンディング事業成長による利益率の向上を要因として、2026年12月期において、前事業年度と比較して、営業利益は1,887百万円に対し約80%増加となる3,389百万円、当期純利益は808百万円に対し約129%増加となる1,846百万円が見込まれております。また、PwCがDCF方式による分析の前提とした同社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法によるクミカ株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりとなります。なお、市場株価基準方式におけるシーラ株式については、シーラADSの取引値が米ドル建てであり、かつ、100シーラADSがシーラ株式1株に相当するため、1シーラADSの終値、終値単純平均値または出来高加重平均値に対し基準日の米ドルレート（1ドル=150.74円）による日本円への換算及び100を乗じた単位換算を行った上で、株式交換比率の算定を行っております。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準方式	66.30～79.22
DCF方式	97.55～118.04

PwCは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された

情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率算定に重大な影響を与える可能性がある事実で PwC に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて両者の財務予測（本事業計画及びその他の情報を含む。）に関する情報については、両者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。PwC の株式交換比率の算定は、2024 年 11 月 29 日現在までの情報及び経済条件を反映したものです。

なお、PwC の算定は、シーラの取締役会が本件株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である 2025 年 6 月 1 日（予定）をもって、シーラはクミカの完全子会社となりますので、シーラ ADS は、米国ナスダック市場における所定の手続を経て、2025 年 5 月 29 日（米国時間）付で上場廃止となる予定です。上場廃止後は、シーラ ADS を米国ナスダック市場において取引することはできなくなります。

本株式交換によりシーラの株主の皆様が割当てられるクミカ株式は、東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本株式交換後も同市場での取引が可能であることから、本株式交換によりクミカ株式の割当てを受けるシーラの株主の皆様については、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上のクミカ株式について東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

シーラ ADS を保有する皆様は本株式交換においてクミカ株式の割当てを受けるためには、本株式交換の効力発生日に先立って、シーラ ADS の預託銀行であるニューヨークメロン銀行（以下「預託銀行」といいます。）が定めた手続などに従い、シーラ ADS の代わりにそれが表章するシーラ株式を受領することが必要となります。効力発生日時点でシーラ ADS を保有される投資家には、本株式交換においてクミカ株式ではなく、本株式交換において（シーラ ADS が表章するシーラ株式について）預託銀行に割当てられるクミカ株式がその後預託銀行により市場等で売却されることにより得る売却金をシーラ ADS に係る預託契約の規定に沿って、シーラ ADS 保有割合に応じてかつ所定の手数料又は費用等を除いた後に交付される予定です。かかる金額は上記の手数料又は費用等、及び本株式交換の効力発生日以降のクミカ株式の株価の変動、および日本円と米ドルの為替レートの変動等の要因によって、効力発生日時点で保有されているシーラ ADS が本株式交換比率をもって換算された場合のクミカ株式の効力発生日時点の市場価値とは異なる可能性があります。

なお、シーラ ADS を保有する皆様は、最終売買日である 2024 年 5 月 28 日（米国時間）（予定）までは、米国ナスダック市場において、その保有するシーラ ADS を従来どおり取引することができます。

### (4) 公正性を担保するための措置

クミカ及びシーラは、シーラが、既にクミカ株式 3,688,300 株（2024 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 12,060,300 株に占める割合にして 30.58%）を保有しており、クミカがシーラの持分法適用関連会社に該当すること、また、両社の間には下記 4. (13) 「当事会社間の関係」に記載のとおり関係があることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断

し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

#### ① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

クミカは StandbyC を、シーラは PwC を、それぞれ第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記（２）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、クミカ及びシーラは、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

#### ② 独立した法律事務所からの助言

クミカは、リーガル・アドバイザーとして TMI を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及びクミカ的意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、TMI は、クミカ及びシーラから独立しており、クミカ及びシーラとの間に重要な利害関係を有していません。

一方、シーラは、リーガル・アドバイザーとして、DTL 及び AOS を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及びシーラ的意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、DTL 及び AOS は、クミカ及びシーラから独立しており、クミカ及びシーラとの間に重要な利害関係を有していません。

#### （５）利益相反を回避するための措置

クミカは、シーラが既にクミカの発行済株式総数の 30.58% を保有しており、クミカはシーラの持分法適用関連会社に該当すること、また、両社の間には下記 4.（13）「当事会社間の関係」に記載のとおり関係があることから、上記（４）の措置を実施することに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

#### ① 特別委員会の設置

クミカは、2024 年 9 月 18 日、シーラから本株式交換の申入れを受けたことを受け、法務アドバイザーである TMI の助言を受けつつ、2024 年 9 月 24 日に開催された取締役会の決議により、本株式交換に関し、シーラがクミカの主要株主である筆頭株主でありその他の関係会社であることに加え、シーラから取締役 2 名の派遣を受けており、シーラとの構造的な利益相反のおそれがあることから、シーラ及びクミカから独立した立場で本株式交換の検討を行うことで、本株式交換に対するクミカ取締役会における意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、クミカ取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、シーラから独立した、クミカの社外取締役である西島信竹氏及び柴田亮氏、並びにシーラ及びクミカと利害関係を有しない外部の有識者である荒木昇氏（公認会計士、株式会社ブルームアドバイザー）及び小櫃吉高氏（弁護士、ソシアス総合法律事務所）によって構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、クミカは、当初からこの 4 名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定の報酬を支払うものとしております。

その上で、クミカは、本株式交換を検討するにあたり、本特別委員会に対し、（a）本株式交換の目的の合理性（本株式交換はクミカ企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、（b）本株式交換の取引条件の妥当性（本株式交換の実施方法の妥当性を含む。）に関す

る事項、（c）本株式交換の手續の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項、（d）上記（a）乃至（c）その他の事項を踏まえ、クミカ取締役会が本株式交換の実施を決定することが少数株主に不利益か否か（以下総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

クミカ取締役会は、本特別委員会設置の決議に際して、①本株式交換について決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本株式交換について妥当でないと判断した場合には、本株式交換を行う旨の意思決定を行わないこと、②クミカは、シーラとの間で本株式交換の取引条件等に関する協議・交渉を行う権限を特別委員会に付与することについて決議しております。また、同時に、（i）本特別委員会は、必要と認めるときは、委員長の選定その他の本特別委員会の運営に関する事項を、その過半数の決議により定めることができること、（ii）本特別委員会は、クミカの費用負担の下、本株式交換に係る調査（本株式交換に係るクミカの役員若しくは従業員又は本株式交換に係るクミカのアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言をを求めることを含む。）を行うことができること、（iii）本特別委員会は、①自ら取引関係者（シーラ及び本株式交換に係るシーラのアドバイザーを含むが、これに限られない。）と協議・交渉することができること、並びに②本特別委員会は、その判断により、当社の役職員（利益相反のおそれがない者に限る。）をして、上記協議・交渉に関与させることができること、（iv）本特別委員会において答申に係る意見が全員一致により調わなかった場合は、委員の過半数により承認された結論を本特別委員会の答申内容とするが、かかる答申内容の全部又は一部について異なる意見を有する委員は、自らの意見を答申内容に付記するよう求めることができること、（v）議事運営上の便宜の観点から、本特別委員会にクミカの役員若しくは従業員又は本株式交換に係るクミカのアドバイザーが陪席する場合であっても、本特別委員会は、当該陪席者に対し、適宜、退席を求めることができること、（vi）本特別委員会は、必要と認めるときは、クミカの費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができ、また、本特別委員会は、本株式交換に係るクミカのアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、クミカのアドバイザーに対して必要な指示を行うことができることについて決議しております。

そして、本特別委員会は、2024年9月25日から2024年11月29日までの間に、委員会を合計13回開催し、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、クミカから、本株式交換の提案を受けた経緯、本株式交換の目的、事業環境、事業計画、経営課題等に関する説明を受け、書面及び口頭による質疑応答を行い、また、シーラから、本株式交換を提案するに至った経緯及び理由、本株式交換の目的や本株式交換後のグループ全体の経営方針、本株式交換の諸条件等について説明を受け、書面及び口頭による質疑応答を行いました。さらに、本特別委員会は、クミカの作成した事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等についてクミカから説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの合理性を確認し、承認しております。その上で、StandbyCから株式交換比率の算定に係る算定手法の採用理由、本株式交換における株式交換比率の算定結果に関する説明を受けております。

また、本特別委員会は、クミカがシーラから本株式交換比率についての提案を受領する都度、クミカにおいて交渉を担当する三田証券から適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、その内容を審議・検討するとともに、三田証券に対して指示・要請を行う等、本株式交換の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与いたしました。さらに、本特別委員会は、TMIから本株式交換において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置及び本株式交換に関する説明を受けております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として慎重に協議及び検討を行い、（a）本株式交換の目的の合理性（本株式交換はクミカ企業価値の向上に資するかを含む。）が認められる旨、（b）本株式交換の取引条件の妥当性（本株式

交換の実施方法の妥当性を含む。)が認められる旨、(c)本株式交換の手續の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)が認められる旨、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、クミカ取締役会が本株式交換の実施を決定することが少数株主に不利益でない旨の答申書を、2024年12月1日付で、クミカに対して提出しております。

② 利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

クミカの実務取締役の5名のうち、渡辺鷹秀氏はシーラの元取締役であり、浦西友義氏は現在もシーラの社外取締役を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、渡辺鷹秀氏及び浦西友義氏はクミカの実務取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加せず、また、クミカの立場で本株式交換に係るシーラとの協議及び交渉に参加していません。

クミカの実務取締役会における本株式交換に関する議案は、クミカの実務取締役5名のうち、上記渡辺鷹秀氏及び浦西友義氏の2名を除く3名の全員一致により承認可決されております。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社クミカ	株式会社シーラテクノロジーズ
(2) 所在地	埼玉県草加市金明町 389 番地 1	東京都渋谷区広尾一丁目 1 番 39 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 飯島 弘徳	代表取締役会長グループ執行役員 CEO 杉本 宏之
(4) 事業内容	不動産業、総合建設業	資産運用プラットフォーム「利回りくん」を中心としたプロップテック事業、利回りくん AI の開発
(5) 資本金	2,300 百万円	100 百万円
(6) 設立年月	1976 年 6 月	2009 年 3 月
(7) 発行済株式数	12,060,300 株	260,891 株
(8) 決算期	5 月	12 月
(9) 従業員数	29 名 (単体)	27 名 (単体)
(10) 主要取引先	個人等	個人等
(11) 主要取引銀行	武蔵野銀行	株式会社きらぼし銀行
(12) 大株主及び持株比率	株式会社シーラテクノロジーズ (30.58%) 株式会社武蔵野銀行 (2.57%) 東京東信用金庫 (1.66%) JP モルガン証券株式会社 (0.98%) 河栄会持株会 (0.84%) 小沼 正 (0.69%) 小沼 阿喜枝 (0.65%) 三菱 UFJ モルガン・スタンレー株式会社 (0.65%)	株式会社 SY (42.79%) THE BANK OF NEW YORK MELLON (17.41%) 湯藤 善行 (9.90%) 杉本 宏之 (9.39%) 株式会社ベクトル (2.41%) 李 天琦 (2.03%) 株式会社 ONODERA GROUP (1.77%) 伊藤 功一 (1.73%) 株式会社 SY コンサルティング (1.46%)

	今井 忠雄 (0.59%) BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (0.45%)	立花 陽三 (1.02%)				
(13) 当事会社間の関係						
資本関係	シーラはクミカ株式 3,688,300 株を所有しております。 (主要株主、筆頭株主、その他の関係会社 出資比率 30.58%)					
人的関係	クミカの渡辺鷹秀代表取締役副社長はシーラの元取締役、浦西友義取締役(監査等委員)はシーラの社外取締役であります。					
取引関係	不動産取引、工事請負契約があります。					
関連当事者への 該当状況	クミカはシーラの持分法適用会社に該当いたします。 またシーラはクミカの主要株主、筆頭株主、その他の関係会社に該当いたします。					
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期	株式会社クミカ (単体)			株式会社シーラテクノロジーズ (連結)		
	2022年 5月期	2023年 5月期	2024年 5月期	2021年 12月期	2022年 12月期	2023年 12月期
純資産	11,110	11,447	11,253	5,582	6,567	11,181
総資産	18,948	17,238	15,157	21,464	29,793	40,084
1株当たり 純資産(円)	1,049	1,081	1,063	23,466.14	27,419.59	42,855.77
売上高	6,065	7,444	4,765	16,665	22,056	22,743
営業利益	1,117	1,083	295	682	779	1,441
経常利益	1,019	1,081	303	米国基準のため該当区分なし		
税引前当期利益	1,141	934	309	500	656	1,015
親会社株主に 帰属する 当期純利益	835	765	213	277	395	681
1株当たり 当期純利益 (円)	78.85	72.27	20.10	1,201.09	1,650.09	2,671.99
1株当たり 配当金(円)	40	40	30	50	70	250

(注1) 2024年12月2日現在。ただし、特記しているものを除きます。

(注2) 単位は百万円。ただし、特記しているものを除きます。

(注3) 持株比率は発行済株式総数に対する比率を記載しております。また、小数点以下第三位を切り捨てて算出しております。

(注4) クミカは日本会計基準、シーラは米国会計基準を採用しております。

(注5) シーラの決算における為替換算レートは、2021年12月期：1米ドル=115.02円、2022年12月期：1米ドル=131.81円、2023年12月期：1米ドル=140.92円です。

## 5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1)	名 称	株式会社シーラホールディングス
(2)	所 在 地	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役会長 杉本 宏之 代表取締役社長 湯藤 善行
(4)	事 業 内 容	不動産業、総合建設業
(5)	資 本 金	現時点では確定しておりません。
(6)	決 算 期	5月31日
(7)	純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8)	総 資 産	現時点では確定しておりません。

本株式交換の実行後、将来的に株式会社シーラホールディングスは純粋持株会社に移行することを予定しており、それに伴い、現在のクミカの事業を分社化する計画です。なお、詳細につきましては今後検討して参ります。

## 6. 会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」における「逆取得」の会計処理を適用することを予定しております。なお、本株式交換に伴い、クミカの連結財務諸表上、のれん又は負ののれんが発生する見込みですが、発生するのれん又は負ののれんの金額は現時点で未定です。

## 7. 今後の見通し

本株式交換の効力発生日は 2025 年 6 月 1 日を予定しているため、本株式交換が両社の当期の業績に与える影響は軽微なもの見込んでおります。また、本株式交換後の統合新会社の連結業績予想につきましては、確定次第、速やかに公表いたします。なお、統合新会社の発足後に、本経営統合後のグループを取り巻く経営環境、グループの今後の事業戦略等について検討を行った上で、本経営統合後のグループの中期経営計画を策定し、公表する予定です。

なお、本株式交換は、クミカを株式交換完全親会社とし、シーラを株式交換完全子会社とする株式交換であり、クミカ株式は、引き続き東京証券取引所に上場する予定です。これについて東京証券取引所が、本株式交換後のクミカが実質的な存続会社でないと認定した場合、東京証券取引所より、本株式交換の効力発生日から実質的な存続性の喪失（不適当な合併等）に係る猶予期間入りが見込まれる旨が公表される場合がありますが、その場合には、遅滞なくその旨を公表いたします。

なお猶予期間に入った後もクミカ株式の上場は引き続き維持されます。実質的な存続性審査の結果、クミカが実質的な存続会社でないと東証が認めた場合には、本株式交換を行った日（2025 年 6 月 1 日）から猶予期間に入り、猶予期間の終了日である 2029 年 5 月 31 日までの期間内にクミカ株式が新規上場審査基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間から解除されることとなります。

猶予期間内に、東京証券取引所による基準に適合しない場合には、クミカ株式は上場廃止になる可能性があります。クミカは、東京証券取引所が定める新規上場審査基準に準じた基準に適合すると認められるための審査を受ける予定であり、早期に当該基準に適合すると認められるべく、万全の体制で準備を行って参ります。

また、本株式交換により、クミカを持分法適用関連会社としているシーラが、クミカの完全子会社となる予定です。なお、クミカの非連結子会社である RIVER SKY HOMES. CO., LTD. 莉斐股份有限公司、株

式会社 WAKABA の会計処理については未定です。今後監査法人と協議いたします。

本株式交換が両者の連結業績に与える影響は、2025年5月期では軽微となる見通しですが、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合は、速やかに開示いたします。

## II. 本商号変更及び本定款変更について

### 1. 本商号変更及び定款変更の理由

本経営統合に伴い、クミカの商号を株式会社シーラホールディングスに変更するとともに、本店所在地を東京都渋谷区に変更し、また役付取締役が取締役会長を追加するため、現行定款第1条（商号）、第3条（本店の所在地）及び第20条（代表取締役及び役付取締役）の変更を行うものであります。

また、クミカは本株式交換によりシーラに対して上記 I. 2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおりクミカの普通株式を新たに発行することを予定しているところ、これに伴い、クミカの発行済株式数が増加し、現在の発行可能株式総数を上回る事となるため、本株式交換を実施するためには、当社の発行可能株式総数を増加させる必要があることから、現行定款第7条（発行可能株式総数）の変更を行うものであります。

なお、本商号変更及び本定款変更は、2025年2月14日開催予定のクミカの臨時株主総会において本定款変更に係る議案が原案通り承認可決されるとともに、その後本株式交換が効力発生することを条件として、当該効力発生日付で効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

### 3. 定款変更の日程

本定款変更を付議する臨時株主総会開催日 (クミカ)	2025年2月14日(金) (予定)
本定款変更の効力発生日	2025年6月1日(日) (予定)

以上

(参考) クミカの当期業績予想 (2024年10月15日公表分) 及び前期実績

(単位: 百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
当期業績予想 (2025年5月期)	4,674	143	113	79
前期実績 (2024年5月期)	4,765	295	303	213

(参考) シーラの当期連結業績予想 (2024年11月20日公表分) 及び前期連結実績

(単位: 百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結税引前当期 利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
当期業績予想 (2024年12月期)	29,000	1,800	-	-
前期実績 (2023年12月期)	22,743	1,441	1,015	681

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 当社は、株式会社クミカと称し、 英文では、 <u>CUMICA CORPORATION</u> と表示する。	第 1 条 当社は、株式会社シーラホールディングスと称し、英文では、 <u>SYLA Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。
第 2 条 (条文省略)	第 2 条 (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 当社は、本店を <u>埼玉県草加市</u> に置く。	第 3 条 当社は、本店を <u>東京都渋谷区</u> に置く。
第 4 条 ) (条文省略)	第 4 条 ) (現行どおり)
第 6 条	第 6 条
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 7 条 当社の発行可能株式総数は <u>16,000,000株</u> とする。	第 7 条 当社の発行可能株式総数は <u>80,000,000株</u> とする。
第 7 条の 2 ) (条文省略)	第 7 条の 2 ) (現行どおり)
第 19 条	第 19 条
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役会長 1 名</u> 、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
第 21 条 ) (条文省略)	第 21 条 ) (現行どおり)
第 30 条	第 30 条